

個別補助金の審査について
(答申)

令和2年3月27日

古賀市補助金審査委員会

1. はじめに

古賀市補助金審査委員会（以下「委員会」という。）は、古賀市補助金審査委員会条例に基づき、市が個人又は団体に対して交付する補助金、交付金その他の財政的援助（以下「補助金」という。）の透明性を確保するとともに、客観性に基づいた補助金の審査及び検証を行うため、市長から委嘱された5人の委員による附属機関として設置されました。

補助金制度の効率的かつ効果的な運用を目指すために策定した古賀市補助金改革実行計画では、「状況の変化に応じた定期的な見直しを図るため、3年ごとに補助金の継続的な見直しを実施する」こととしており、その見直しに係る審査について、令和元年7月22日付けで市長から委員会に諮問がありました。

2. 審査の対象

市の平成29年度一般会計当初予算における補助金（19節4細節）の予算額は、歳出総額（19,673,592千円）の2.8%に相当する552,952千円で、事業数は、96事業となっています。

このうち、公募型補助金を除く93の個別補助金について平成29年度より3か年をかけて審査を行うもので、最終年度となる今年度は残る24事業の審査の諮問を受けました。

3. 審査の方法

審査にあたっては、平成30年度の補助実績に基づき、所管する担当課の考え方及び把握している諸事情等のヒアリングを行いました。

ヒアリングをふまえ、審査項目ごとに各委員が5段階で評価し、20点満点で採点を行い、その平均評点により判定を行いました。

（ア）審査項目

① 事業の公益性

- ・補助の目的が明確で、事業内容はその目的を達成する手段として適当か
- ・地域や市民のニーズや課題を的確に捉えているか
- ・広く市民に開かれているか

② 事業の効果

- ・効果を客観的に示すことができるか
- ・波及効果や新たな展開が期待できるか

③ 補助金額の妥当性

- ・補助率は2分の1以内か 超える場合はその必要性が明確か
- ・補助金額は事業費の10%未満または10万円未満ではないか

- ・繰越金は補助金額の2分の1を超えていないか

④ 事務の適正性

- ・補助対象事業、経費が明確で、補助金の充当費目は目的に沿っているか
- ・運営費や補助事業に直接関係ない経費、不適切な経費が含まれていないか
- ・補助事業者は公平に選定されているか
- ・市が事務局になっていないか

(イ) 評点

区分	評点
高く評価できる	5点
ある程度評価できる	4点
普通程度である	3点
あまり評価できない	2点
評価できない	1点

(ウ) 判定基準

平均評点	判定
1 3点以下	廃止
1 3点を超えるものの3点未満の審査項目を含む	見直し
上記以外	継続

4. 審査結果

上記の審査方法により、当委員会で慎重に審議を重ね検討した結果、それぞれの判定結果は次のとおりとなりました。

①「継続」と判定したもの（15事業）

No	補助金名	公益性	効果	妥当性	適正性	合計
1	妊婦健診補助金	4.6	4.8	4.4	4.2	18.0
2	地域猫活動団体補助金	4.2	4.4	4.2	4.2	17.0
3	合併浄化処理槽設置補助金	4.6	3.6	4.2	4.2	16.6
4	防災士養成講座補助金	4.3	3.5	4.0	4.0	15.8
5	私立保育園等整備支援事業費補助金	4.0	3.8	4.0	3.8	15.6
6	古賀市骨髄等移植ドナー助成金	4.3	4.0	3.5	3.8	15.5
7	農業次世代人材育成投資資金補助金	4.0	3.8	3.8	3.8	15.4

8	古賀市なの花祭り事業補助金	3.8	4.0	3.5	3.8	15.0
9	活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金	3.8	3.2	4.0	4.0	15.0
10	経営体育成支援事業補助金	3.8	3.4	3.8	4.0	15.0
11	経営転換協力金	3.8	3.2	3.6	3.8	14.4
12	古賀市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業補助金	3.8	3.5	3.5	3.5	14.3
13	届出保育施設等衛生・安全対策事業補助金	3.8	3.0	3.6	3.6	14.0
14	古賀市ヘルス・ステーション設置事業補助金	4.3	3.8	3.0	3.0	14.0
15	経営所得安定対策推進事業補助金	3.6	3	3.6	3.4	13.6

②「見直し」と判定したもの（3事業）

No	補助金名	公益性	効果	妥当性	適正性	合計
16	農業経営体育成資金利子助成金	3.8	2.8	3.6	3.6	13.8
17	粕屋食品衛生協会古賀支部運営事業補助金	4.0	4.0	2.8	3.0	13.8
18	私立保育園補助金	4.0	3.2	2.8	3.2	13.2

③「廃止」と判定したもの（6事業）

No	補助金名	公益性	効果	妥当性	適正性	合計
19	私立幼稚園運営費補助金	3.6	3.2	2.8	3.2	12.8
20	次代を担う青年農業者活動支援事業補助金	3.2	2.8	3.2	2.8	12.0
21	古賀市観光協会補助金	3.8	3.3	2.0	2.5	11.5
22	空き家・空き地バンク成約奨励補助金	3.0	2.4	3.0	3.0	11.4
23	次世代人権リーダー育成事業補助金	2.8	2.4	3.0	3.0	11.2
24	地域力アップ事業補助金	3.0	2.2	2.4	2.6	10.2

5. 委員会日程

日にち	場所	内容
7月22日（月）	市役所第2庁舎 501会議室	個別審査 （活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金、経営体育成支援事業補助金、経営所得安定対策推進事業補助金、経営転換協力金、農業経営体育成資金利子助成金、次代を担う青年農業者活動支援事業補助金、農業次世代人材育成投資資金補助金）
10月21日（月）	市役所第2庁舎 501会議室	個別審査 （合併浄化槽設置補助金、次世代人権リーダー育成事業補助金、地域猫活動団体補助金、地域力アップ事業補助金、空き家・空き地バンク成約奨励補助金）
11月26日（火）	市役所第2庁舎 502会議室	個別審査 （妊婦健診補助金、私立保育園補助金、私立幼稚園運営費補助金、届出保育施設等衛生・安全対策事業補助金、私立保育園等整備支援事業補助金）
1月20日（月）	市役所第2庁舎 501会議室	個別審査 （古賀市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業補助金、古賀市ヘルス・ステーション設置事業補助金、古賀市骨髄等移植ドナー助成金、粕屋食品衛生協会古賀支部運営事業補助金、古賀市観光協会補助金、古賀市なの花祭り事業補助金、防災士養成講座補助金）
2月25日（火）	市役所第2庁舎 中会議室	個別審査（再審査） （古賀市観光協会補助金、古賀市ヘルス・ステーション設置事業補助金） 答申書の審議

6. おわりに

地方公共団体である市が補助金を支出する根拠は、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」という規定にあります。しかしながら、補助金のあり方は時代の変化に合わせて常に見直されており、「公益上必要かどうか」という観点だけでなく、その効果、妥当性、適正性などについても、検証する必要があります。今回審査を行った補助事業においても、昨年度、一昨年度と同様に、補助開始の経緯や補助額の根拠が不明なまま、長期にわたって継続しているもの、目的や対象経費があいまいなもの、補助の効果を示す指標を設定できていないものがありました。

昨年度策定された「補助金の見直しに関するガイドライン」に定められた見直しの基準を参考に、目的、対象経費等を明確にした交付要綱を整備し、補助金をどのように使って、どのような効果があったのかについて、透明性を確保することが必要と考えます。

慎重審議の結果、今回の答申書を取りまとめました。各補助金の見直しに当たっては、当委員会の答申を十分尊重し、別添「補助事業に対する意見・要望・提案等」を留意のうえ、見直しに当たっていただくよう答申いたします。

古賀市補助金審査委員会

委員長	宗 像 優
副委員長	今 村 晃 章
委 員	小 河 武 文
委 員	貞 光 紀美子
委 員	山 崎 あづさ